

市第27号議案

横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部
改正

横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年9月11日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部
を改正する条例

横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成3年12月横浜市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号及び第3項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の規定は、平成30年1月1日から適用する。

提 案 理 由

所得税法の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（抜粋）

（~~上段~~ 改正案）
（~~下段~~ 現 行）

（医療費の助成）

第4条 （第1項省略）

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、助成は行わない。

(1) ひとり親又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前々年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する~~同一生計配偶者~~及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が前々年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

（第2号省略）

3 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する~~同一生計配偶者~~若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の12月31日までの助成については、その損害を受けた年の前々年における当該被災者の所得に関しては、前項の規定を適用しない。

(第4項及び第5項省略)

